

自治体マイナポイント事業について



総務省

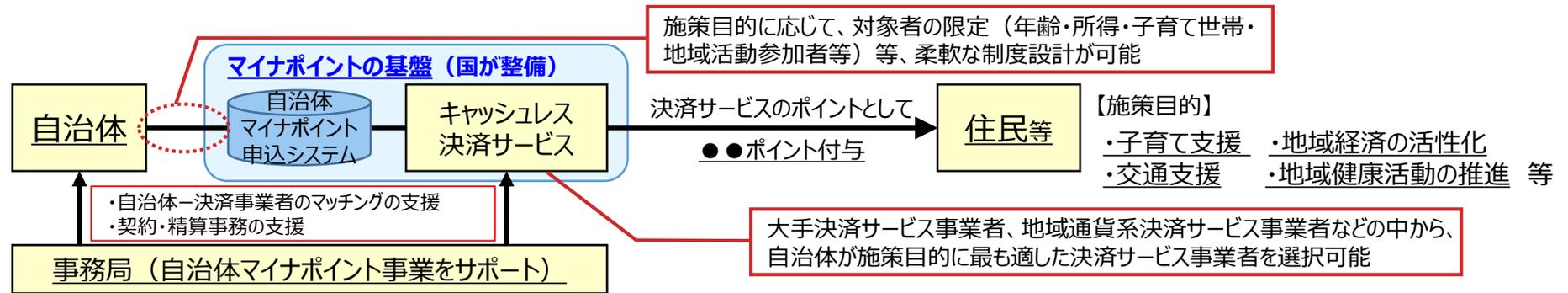
令和4年12月26日

自治行政局地域力創造グループ
マイナポイント施策推進室

自治体マイナポイント事業について

- マイナンバーカードの普及促進を強力に後押しするとともに、地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイント事業を推進。
- 令和4年10月31日から一部の自治体において事業が開始され、12月21日時点で52団体が参画予定。
- 令和4年度第2次補正予算において、自治体マイナポイントの全国展開に向けた予算として、自治体が事業に参画するに当たり必要となるシステム改修費等に対する補助等が計上されたことを踏まえ、令和5年度までに累計100団体程度の参画を目指す。

概要



国における支援内容

準備経費 (事業に参画するに 当たり必要となる システム改修費等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ● 令和4年度第2次補正予算における補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算額：10億円の内数 ・ 補助率：1/2 ※ 対象経費等の詳細については別途連絡 <p>を活用可能</p>
ポイント原資	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用可能

決済サービス事業者の参画見込み

事業開始時期 (予定)	決済サービス名
開始済み	<ul style="list-style-type: none"> ・ d払い ・ エフカマネー ・ Mito Pay ・ 楽天Edy ・ ゆめカード ・ KOTOCA ・ au PAY
開始日調整中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天ペイ ・ nanaco 等
合計サービス数	16サービス

自治体マイナポイントの活用イメージ（想定）

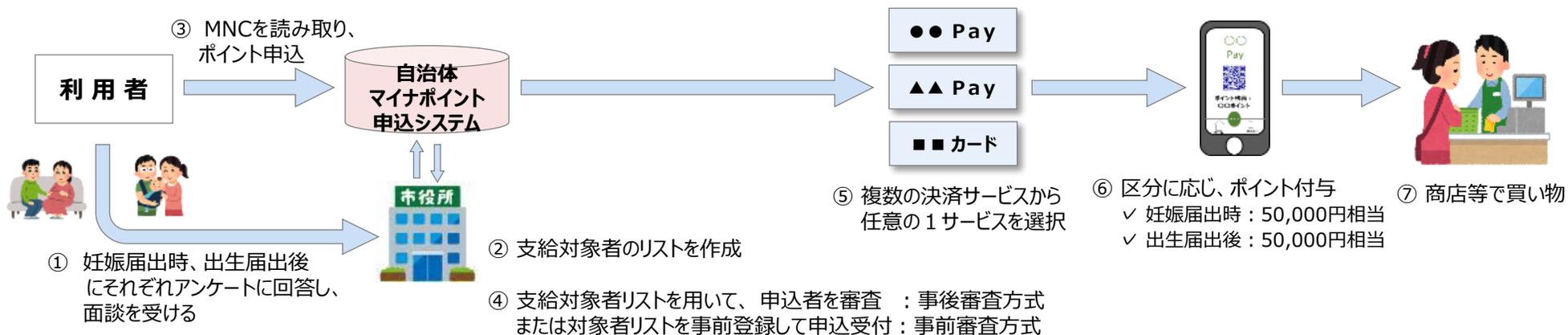
期待される効果・特徴

自治体マイナポイントを活用することで、審査や給付事務の負担を軽減し、効率的な事業の実施が可能となる。

事業イメージ（対象者、付与額）

- 付与対象者 : 妊娠届時及び出生届出後にアンケートに回答の上、面談を受けた方。
(令和4年4月1日以降の届出に遡及して支給可能)
- ポイント付与額 : 妊娠届出時50,000円相当、出生届出後50,000円相当。

事業実施スキーム（実施ステップ）



【参考】自治体マイナポイント以外の支給方法（現金給付等）で支給する場合の実施ステップ

※①・②は共通であり、自治体マイナ+現金等、支給方法を併用することも可能。

- ③ 出産・子育て応援ギフトの申請 (利用者)
- ④ 支給対象者リストを用いて、申込者が対象者かどうかを審査 (自治体)
- ⑤ 対象者へ支給 (自治体)

自治体マイナポイント事業に関するお問合せ

事業実施に係るお問合せ

- 自治体マイナポイント事業に御関心のある自治体におかれては、まずは事業ポータルアカウント発行をお願いします。
- 事業ホームページ（下記URL）にアクセスの上、ページ中の「自治体等のアカウント発行・登録申請の流れ」に従い、アカウントを発行してください。

U R L : <https://g2b2c.paymentsjapan.or.jp/>

- アカウント発行、その他事業実施に向けた手続きに関しまして御不明な点がある場合には、下記へお問合せください。

自治体マイナポイント マatchingポータル事務局

T E L : 0570-033-650

メー ル : lo-2mnp@mnp2mail.paymentsjapan.or.jp

営業時間 : 9 : 00 ~ 18 : 00 (土日祝日及び年末年始を除く。)

(※) 事業ポータルアカウント発行後は、事業ポータル上でのお問合せ (WEBFAQ) も御利用いただけます。

国からの支援内容に係るお問合せ

- 令和4年度第2次補正予算における補助金に関しまして御不明な点がある場合には、下記へお問合せください。

総務省自治行政局マイナポイント施策推進室

T E L : 03-5253-5585

(※) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、内閣府地方創生推進事務局へお問合せください。